

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

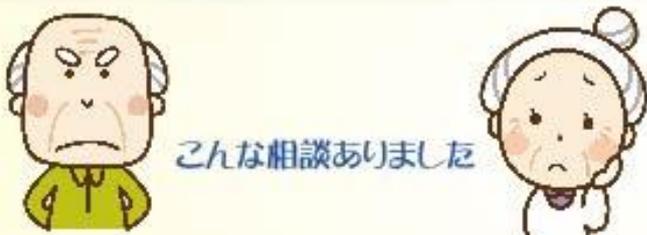
No.137

発行：東濃西部広域行政事務組合

震災に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください！

震災発生後は、被災地域、被災地域以外にかかわらず、震災に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分な注意が必要です。

事例①「市が義援金を集めている」と若い男性から電話があったが、休日なのでおかしいと思った。
 事例②自宅に知らない事業者が訪ねて来て、このままだと震度4でも瓦や漆喰が落下し、人にあたると命が危ないと言われ、屋根瓦の修理と漆喰の塗りなおしを勧誘された。
 事例①は義援金を装ってお金をだまし取る手口です。公的機関が、各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。公的機関を名乗って連絡があった場合には応じず、まずは該当機関に確認しましょう。
 事例②は震災に乗じて消費者の不安を煽り、勧誘する手口が疑われます。勧誘を鵜呑みにせず、契約のつもりがあるのならば、他の事業者にも相見積もりをとるなどしましょう。その場で契約してはいけません。



こんな相談ありました

パソコンでインターネットを利用していたところ、突然、警報音が鳴り、パソコン画面に「ウイルスに感染しているので電話するように」との警告画面が表示された。そこには、パソコンOS会社のサポート窓口の電話番号があるが、電話してよいか？

このようなセキュリティー警告画面、警告音は偽物で、いわゆる「サポート詐欺」の手口です。警告画面や警告音が出て慌てて連絡してしまうと、電話の相手から更に不安をあおられ、高額な有償サポート等の契約を勧められてしまいます。警告画面に掲載されている連絡先には、電話しないようにしましょう。対処方法に困ったときは情報処理推進機構(IPA)又は、下記相談窓口までご相談ください。

2月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	20件
訪問販売	10件
訪問購入	1件
通信販売	28件
連鎖販売	0件
電話勧誘	3件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	12件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。
 例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業